

令和6年度みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業
(高効率設備導入事業) の運用について

令和6年4月
宮城県環境生活部環境政策課

目 次

1 事業の目的	3
2 事業の概要	3
(1) 対象事業	P 3
(2) 対象事業区分	P 3
(3) 対象者	P 3
(4) 補助対象設備	P 5
(5) 対象とならない設備	P 6
(6) 補助対象経費	P 7
(7) 補助率・補助上限額等	P 7
(8) 他の補助金と併せて申請	P 8
(9) 自社製品等の調達	P 10
(10) EMS 枠	P 11
(11) 診断枠	P 12
(12) 県産ものづくり振興枠	P 12
(13) 脱炭素化枠	P 13
(14) 断熱改修等枠	P 13
3 補助金事業の事務手続き	14
(1) 補助金交付申請書の提出	P 14
(2) 申請書の審査	P 14
(3) 交付決定と事業の着手	P 15
(4) 補助対象事業の変更	P 15
(5) 事業実績報告書の提出	P 16
4 事業実施上の留意事項	16
(1) 経費の取扱・出納関係書類	P 16
(2) 交付決定事業の公表	P 16
(3) 交付決定の取り消し	P 16
(4) 交付決定事業の中止（廃止）	P 17
(5) 取得財産の管理・処分	P 17
(6) 事業者の責務	P 17
5 補助金交付申請書の記載例	18

※この資料において、「規則」と「要綱」とは、それぞれ以下のものをいいます。

規則：補助金等交付規則（昭和 51 年宮城県規則第 36 号）

要綱：みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱（令和 6 年 4 月 日施行）

※この資料において、「様式」とは、要綱に定める様式をいいます。

【留意事項】

本事業の活用に当たっては、この手引きのほか環境政策課ホームページで公開している要綱を御確認ください。

申請の際に必要な様式等も、当課ホームページからダウンロードできます。

→ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/r6miyagico2.html>

1 事業の目的

この事業は、県内に事業所を有する事業者の省エネルギーの促進を図り、地球温暖化の防止及び環境保全意識の高揚を図るため、県内事業者が行う当該事業所への高効率設備の導入に要する経費の一部を補助するものです。

2 事業の概要

(1) 対象事業

宮城県内の事業所において行う高効率設備の導入事業であって、12月27日までに完了する、費用対効果0.001(t-CO₂/千円・年)以上、補助対象経費が100万円以上の事業が対象となります。

(2) 対象事業区分

区分	要件
① 脱炭素化枠	建築物のZEB化の実現又はSBTの達成に必要な設備の導入事業
② 大規模削減枠	二酸化炭素排出削減量が100t-CO ₂ /年以上となる設備の導入事業
③ EMS枠	エネルギー管理システム(EMS)を併設した省エネルギー設備の導入事業→11ページ参照
④ 診断枠	省エネルギーセンター等が行う省エネルギー診断の結果に基づき実施する省エネルギー設備の導入事業→12ページ参照
⑤ 県産ものづくり振興枠	県認定製品の省エネルギー設備の導入事業→12ページ参照
⑥ 一般枠	上記①～⑤以外の省エネルギー設備の導入事業
⑦ 断熱改修等枠	上記①～⑥の高効率設備等の導入事業に併せて、空調設備のエネルギー使用量の削減効果を上げるため、断熱改修等を行う事業

(3) 対象者

- 宮城県内に事業所を有する下記の法人等※¹が対象となります。
 - 全ての県税に未納がない事業者
 - 過去3年間に、交付決定を受けたみやぎ二酸化炭素排出削減支援事業又は省エネルギー・コスト削減実践支援事業)に対し交付決定の取消を受けていない事業者
 - 過去3年間に、下記法令※²に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない事業者
 - 物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成27年4月1日施行)第2条第1項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業者等指名停止要領(平成27年

4月1日施行) 第2条第1項の規定による指名停止を受けていない事業者

- ▶ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67条)に規定する暴力団又は暴力団員等でない事業者

*¹ 法人等: ①県内に事業所を置く法人その他の団体(地方自治体、国立大学法人、独立行政法人、地方3公社等を除く。)

②県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地を納税地として青色申告を行っている個人事業者

*² 環境関連法令

- 1 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- 2 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- 4 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- 5 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- 6 振動規制法(昭和51年法律第64号)
- 7 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)
- 8 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)
- 9 特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)
- 10 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)
- 11 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)
- 12 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)
- 13 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)
- 14 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)
- 15 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成24年法律第57号)
- 16 公害防止条例(昭和46年宮城県条例第12号)
- 17 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成12年宮城県条例第44号)
- 18 産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成17年宮城県条例第151号)
- 19 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)
- 20 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)
- 21 太陽光発電施設の設置等に関する条例(令和4年宮城県条例第39号)
- 22 1から21までに掲げるもののほか、関係法令及び事業所が所在する地方公共団体における環境保全等に関する条例

○ 複数事業・同時申請の取扱いについて

1人の申請者(フランチャイズを含む。)が同じ募集期間内に複数事業を申請した場合は、全ての申請を受理しません。また、同一年度において、2度申請することはできません(複数事業所の設備更新をまとめ、一つの事業として申請することは可能)。

(4) 補助対象設備

○ 補助対象となる高効率設備等は次のとおりです。

- ① 外部から電気、燃料等の供給を受けて稼働する設備
- ② 事業所内に設置し、又は使用する設備
- ③ 発電機能を有しない設備
- ④ 事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備
- ⑤ 省エネルギー効果の比較対象がある設備
- ⑥ 償却資産登録される設備であること。(高効率照明を除く)
- ⑦ CO₂削減量を補助対象経費で除した費用対効果が、0.001 (t-CO₂/千円・年)以上であること。

○ 補助対象となる設備の具体例

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成22年法律第38号）第2条第3項第2号及び第3号で規定する主務大臣が定めるエネルギー環境適合製品（ただし、輸送用機械器具類、燃料電池設備を除く。）

エネルギー環境適合製品の例	
高効率蒸気ボイラ	高効率溶解設備
高効率温水ボイラ	高効率吸収式冷凍機
高効率電動機	高効率吸収式冷温水機
高効率変圧器	廃熱投入型吸収式冷凍機
高効率切削加工機	廃熱投入型吸収式冷温水機
高効率研削盤	高効率ターボ冷凍機
高効率特殊加工機	高効率ヒートポンプ熱源機
高効率液压プレス	高効率ガスエンジンヒートポンプ
サーボ駆動式機械プレス	高効率業務用エアコンディショナー
高効率鍛造機	蓄熱式空気調和装置
高効率業務用厨房機器	氷蓄熱式空気調和機
高効率燃焼式工業炉	冷媒用コンデンシングユニット
高効率電気式工業炉	高効率業務用冷凍冷蔵庫
断熱強化型工業炉	高効率ショーケース
原材料余熱型工業炉	高効率ヒートポンプ式給湯器
高性能工業炉排熱回収式燃焼装置	高効率業務用ガス給湯器
高効率生型造型機	省エネルギー型複写機
高効率砂処理機械	省エネルギー型複合機
高効率中子除去装置	省エネルギー型ダイカストマシン

(5) 対象とならない設備

具体例	理由等
断熱塗装、燃料改質器具	外部から電気・燃料等の供給を受けて稼働する設備ではない。上記(4)①
省エネルギー型自動販売機、低燃費型建設機械、輸送用機械器具類	事業所内に設置し又は使用する設備でない。上記(4)②
コージェネレーション設備	発電機能を有しない設備でない。上記(4)③
サーキュレーター、燃料改質器具	事業所のエネルギー使用に直接影響のある設備でない。* 上記(4)④
リースによる設備導入	償却資産登録される設備でない。上記(4)⑥
高効率照明	申請枠により扱いが異なります。 ・脱炭素化枠：メーカー問わず対象となります ・大規模削減枠、EMS枠、診断枠、県産ものづくり振興枠：認定製品のみ対象となります ・一般枠：対象外となります

* 空調機器の負荷軽減に資する、燃料の性質を変えて燃焼効率を向上する等、間接的な省エネルギー効果であるため。

(6) 補助対象経費

経費区分	対象経費
設計費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の設計費
設備費	補助事業の実施に直接必要な機械装置・建築材料等の購入、製造（改修を含む）又は据付け、既存設備の撤去等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借料を除く。）
工事費	補助事業の実施に直接必要な配管、配電等の工事に必要な経費
その他経費	補助事業を行うために直接必要なその他の経費（工事負担金、管理費等）

以下のような経費は補助対象になりません。

- ・土地取得、賃借料
- ・中古品やリース品による設備の整備費用
- ・振込手数料、割賦手数料
- ・消費税及び地方消費税
- ・申請書作成費、各種届出に要する経費等
- ・光熱水費や人件費等の経常的費用
- ・電力工事負担金
- ・保険料等の運用に係る経費
- ・自動車の購入や建屋の建設など、用途が補助金事業の目的以外に流用できる費用
- ・宮城県外の事業所に設備を整備しようとするための費用

(7) 補助率・補助上限額等

区分	補助率*	補助上限額
脱炭素化枠	1／2 以内	1,000万円
大規模削減枠	1／2 以内	1,000万円
EMS枠	EMS：1／2 以内 省エネ設備：各申請枠の補助率	500万円
診断枠	1／2 以内	
県産ものづくり振興枠	1／2 以内	
一般枠	1／3 以内	
断熱改修等枠	1／2 以内	1,000万円

*補助率及び補助上限額は、予算執行状況及び申請の状況、評価順位等により、上記を下回る場合があります。

(8) 他の補助金とあわせて申請する場合

- 本補助金は、県が実施する他の補助事業以外の他の補助金との併用を認めますが、他の補助金が県の補助金との併用を認めているかどうかは、申請者において確認してください。



併用不可：県が実施する他の補助事業

併用可：みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金、国の補助金等

- 他の補助金（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金を除く）と本補助金を併用する場合、補助金の合計額が、本補助金の補助対象経費に占める割合は3分の2が上限となります。
- みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金と本補助金を併用する場合、市町村の補助制度における補助金の合計額等の上限については、各市町村に確認してください。
- 基本的な場合（補助率1/3以内）における本補助金の額の考え方は、次のとおりとする。

例 国1/3+県1/3=2/3 ⇒ 上限の2/3を超えないで減額しない

国1/2+県1/3>2/3 ⇒ 上限の2/3を超えるので県1/6に減額

基本的な場合（一般枠、補助率1/3以内）における本補助金の額の考え方は、次のとおりとする。

$$\frac{A+B}{\alpha} = \frac{2}{3} \quad \therefore B = \frac{2}{3} \times \alpha - A$$

ただし、

$\frac{B}{\alpha} > \frac{1}{3}$ である場合は、 $B = \alpha \times \frac{1}{3}$ とする。

（ α ：補助対象経費、 A ：他の補助金額、 B ：本補助金額）

※上式において、 $2/3 \times \alpha$ に1円未満の端数が生じる場合には、切り捨てるものとする。

また、 B については、千円以下を切り捨てるものとする。

事業費全体 β			
他補助金 A	本補助金 B	C	補助対象外 D
A	B		
補助対象経費 $\alpha \times 2/3$			
補助対象経費 α			

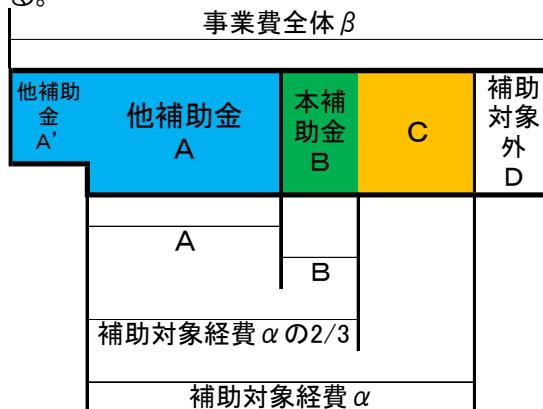
なお、具体的な補助率の算定の方法は次の例を参考とする。

- ① 本補助金と他の補助金の補助対象経費の範囲が同じである場合

例えば、他の補助金Aの補助率が $1/3$ である場合には、本補助金Bの補助率も $1/3$ となる。また、例えば、他の補助金額Aの補助率が $1/2$ である場合には、本補助金Bの補助率を $1/3$ とすると、AとBの合計が α の $2/3$ を越えることから、Bの補助率は、 $2/3 - 1/2 = 1/6$ となる。

② 本補助金と他の補助金の補助対象経費の範囲が異なる場合

例えば下図において、他の補助金のうち、本補助金の補助対象経費外であるA'を除いて本補助金の額を算定する。

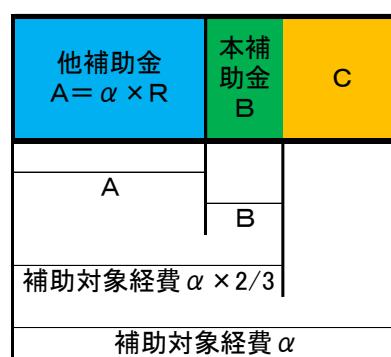


③ 交付金等、対象経費が明確にされずに一定額が支給される資金と併用する場合

例えば下図において、事業費全体に占める交付金等の割合Rを算定したのち、

$$A = \alpha \times R$$

によって、補助対象経費における他補助金の額Aの推定額を算定したのち、上記と同様に本補助金の額Bを算定する。



(9) 自社製品等の調達がある場合

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱います。

○ 利益相当分対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となります。利益等排除の対象範囲は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社です。

- ① 補助事業者自身
- ② 100%同一の資本に属するグループ企業
- ③ 補助事業者の関係会社（②を除く）

《参考》

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

（抄）

（定義）

第8条 1～2（略）

3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。

4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。

一～三（略）

5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。

6～7（略）

8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。

9～69（略）

○ 補助対象経費の取扱い

① 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とします。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいいます。

② 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除きます。

③ 補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除きます。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出してください。

(10) EMS（エネルギー管理システム）枠について

- EMS枠とは、省エネルギー設備及びその可視化・計測・制御・抑制等を行うEMSを導入する場合に応募可能な申請枠です。
- EMSの導入により、補助対象事業所及び導入設備におけるエネルギー使用量の可視化及び集計ができることが必要です。
- 当枠に申請可能なEMSは、経済産業省の先進的省エネルギー投資促進支援事業費補助金に係るエネマネ事業者における補助対象システム・機器等の導入とします。
(令和5年度の内容 <https://sii.or.jp/senshin04r/first.html>)
- 当枠対象のEMSを導入する場合には、上記ホームページに掲載されている「エネマネ事業者」の該当部分をプリントアウトし提出するなど、「エネマネ事業者」に該当していることが確認できる資料を提出してください。

(11) 診断枠について

- 診断枠とは、事業実施年度の前4年度までに、要綱別表1及び別表2に定める省エネルギー診断の結果を得て実施される事業の場合に申請可能な申請枠です。
- 申請にあたっては、省エネルギー診断結果（要綱別表1及び別表2に定める事業による報告書の写し）を提出してください。
- 対象の省エネルギー診断は下記のとおりです。
 - ① 一般財団法人省エネルギーセンターによる診断
(<https://www.shindan-net.jp/service/shindan/>)
 - ② 中小企業等に対する省エネルギー診断事業（経済産業省資源エネルギー庁の「省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業」で採択された『省エネお助け隊』)による診断
(令和6年度の内容 <https://www.shoene-portal.jp/about/>)
 - ③ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく特定事業者等における、エネルギー管理士が行う診断

(12) 県産ものづくり振興枠について

- 県産ものづくり振興枠とは、以下に示した高効率設備の全部又は一部を導入する場合に応募可能な申請枠です。
 - ① 「『新商品』特定随意契約制度」における認定商品として認定されたことがある設備、「宮城県グリーン製品認定制度」における認定製品である設備、「みやぎ優れMONO」として認定されたことがある設備
 - ② 「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」のいずれかを活用して開発し、既に製品化され、かつ上市している設備。製品化されている設備とは、販売実績が書面等で確認できる設備のことをいいます。
 - 「新商品」特定随意契約制度（中小企業支援室）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/zuikei.html>
 - 宮城県グリーン製品認定制度（循環型社会推進課）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/greentop.html>
 - みやぎ優れMONO（新産業振興課）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/suguremono.html>
 - 宮城県新規参入・新産業創出等支援事業（新産業振興課）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shinsan/>
 - 宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業（環境政策課）
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>
- 当枠対象の高効率設備を導入する場合には、認定製品が掲載されたホームページの該当部分をプリントアウトし提出するなど、認定品に該当していることが確認できる資料を提出してください。

- 当枠において、当枠対象品以外の高効率設備をあわせて導入する場合、補助率は設備ごとに補助率を区別し、補助率の異なる対象設備を導入する場合には、補助率ごとに区別した収支予算書を作成してください。

(13) 脱炭素化枠について

- 脱炭素化枠とは、高効率な設備等の利用等により、化石エネルギー消費の大幅な削減に資する事業に取り組む場合に対象となります。対象となる事業は次のとおりです。
- 事務所、ホテル・旅館、福祉施設・病院、百貨店・マーケット等の民政業務建築物にて、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング(ZEB)の実現に必要な設備等を設置する場合。
- 設定したSBTの目標達成のために必要な省エネルギー設備を設置する事業
- 「補助事業期間中にZEBの認証を取得すること。」等、一定の要件があります。詳しくは、要綱別表1別紙を御確認ください。
- LED照明は、メーカーを問わず補助対象とします。

(14) 大規模削減枠について

- 大規模削減枠とは、二酸化炭素排出削減量が100 t-CO₂/年以上となる高効率設備等の導入に取り組む場合に対象となります。

(15) 断熱改修等枠について

- 上記の事業に併せて、当該空調設備のエネルギー使用量の削減効果を高めるために断熱改修等を行う事業に対し、上乗せで補助を行います。
- 断熱改修等を実施することで、CO₂削減効果が事業実施前（ZEBの場合は設計時の一次エネルギー消費量）と比べて施設の消費エネルギー全体の20%以上を見込む取組みである場合が対象となります。

3 補助金事業の事務手続き

(1) 補助金交付申請書の提出

提出先	宮城県環境生活部環境政策課（仙台市青葉区本町三丁目8－1）
連絡先	電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669 E-mail： kankyooss@pref.miyagi.lg.jp
申請書様式	環境政策課ホームページよりダウンロードして使用してください。
申請期限	令和6年5月31日（金）17時まで（必着）

○ 申請にあたっての留意事項

- 原則として、郵送での申請受付は行っておりません。申請の際にはあらかじめ上記連絡先に御一報いただき、本補助金事業の担当者と、申請日の調整をお願いします。
- 代理・代行申請は受け付けていませんので、必ず申請者御自身が申請してください。（コンサル業者や施工業者の方々の同席は可能です）
- 申請書提出の際には、事業内容についてのヒアリングや書類内容の確認を実施します。このため、申請時には事業計画について詳しい方がお越しください。
- 補助事業の実施に關し必要となる各種環境関連の法令上の手続きについては、必ず事前に所管の保健所や市町村役場に御確認ください。
- 18ページに、申請書の記載について解説を掲載しています。

(2) 申請書の審査

提出された申請書の内容について疑義が生じた場合は、後日、書類の差し替えを依頼する場合がありますので、御対応をお願いします。

また、申請書の受理後、事業計画に係る事業場の現況、産業廃棄物の発生状況を確認するため、環境政策課担当者が現地を訪問する場合がありますので、その際は御対応をお願いします（訪問時には、事前に連絡いたします）。

(3) 交付決定と事業の着手

○ 採否の通知

採否については、文書でお送りします。

補助対象事業として採択された場合、「補助金交付決定通知書」を通知しますので、申請いただいた事業につきましては、必ず、この通知がお手元に届いてから着手してください。交付決定以前に着手した事業については、補助金交付の対象外となりますので御注意ください。

※ 事業の着手とは、補助対象事業に係る工事の契約、発注、着工等に着手することを指しますので、御留意ください。

※ 事業の交付決定は、補助金の支払いを確約するものではありません。補助金額の確定及びその支払いを受けるためには、事業の適正な履行及びそれが反映された実績報告書を期日までに提出いただくことが必要です。

○ 審査・交付決定

申請者のカーボンニュートラルを目指した様々な取組みについて、審査会により総合的に評価を行います。

(4) 補助対象事業の変更

補助対象事業の実施中に、申請内容の変更がある場合は、事前に環境政策課担当に御相談願います。

なお、変更の内容によっては、事業内容の変更承認の手続きが必要となる場合があります。著しい変更の場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(5) 事業実績報告書の提出

補助対象事業が完了したら、実績報告書を提出していただきます。

なお、「補助対象事業の完了」とは、

- 補助事業に係る設備の導入、関連する工事が完了し、継続した稼働が可能となること
- 補助事業に係る代金の支払いが完了すること
- 営業導入と、設備を用いた事業を実施するに当たっての、関連法令上の手続きが完了すること

を指します。補助事業が期限内に完了しない場合、原則として、補助金をお支払いできません。関係法令上の手続きや工事に要する期間を勘案し、期限内に完了する見込みがあるか、事前に十分に検討してください。実績報告書は、完了日から起算して30日以内又は12月27日が提出期限です。

事業実績報告書の提出後に、確定検査（提出書類や設置設備を実地で確認）を実施します。この確認を行い、実施した事業の内容が適正と認めたうえで、実際に支払う補助金の額を確定します。

なお、補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額を交付します。

4 事業実施上の留意事項

(1) 経費の取扱及び出納関係書類の管理

補助事業の経費は、できる限り、専用の管理簿や通帳を準備するなど、対象経費を他の事業と明確に分けて整理（見積書から補助対象外経費を除く等）・処理してください。

なお、前述のとおり、補助金の確定検査の際には出納関係の書類の原本確認を行いますが、書類の不備等により補助対象経費が明確に確認できない場合は、補助対象経費とは認められない場合があります。

補助対象経費は単独の支払いにするなど、他の支払いとは明確に区別してください。支払いはできる限り銀行振込により行ってください。ただし、振込手数料は補助の対象外です。回し手形や相殺による支払いは認められません。

(2) 交付決定事業の公表

補助金の交付事業として採択された場合、事業者名及び事業の概要等を、県環境政策課のホームページ上で公表しますので、あらかじめ御了承ください。

(3) 交付決定の取り消し

交付決定の際に知事が定めた日（実績報告書の提出期限）までに事業に着手せず、または事業

が完了しなかった場合や、事業の着手若しくは完了が困難と認められるときは、交付決定を取り消すことがあります。また、交付決定を受けた事業者が、環境関係法令に違反し、これらの法令に基づく処罰または命令その他不利益処分等を受けたときは、交付決定を取り消すことがあります。

(4) 交付決定事業の中止（廃止）

交付決定事業を中止または廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書の提出が必要になります。理由書も含め、関係書類を添えて提出してください。

(5) 取得財産の管理・処分

- 補助事業により取得した財産または効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に沿った効果的な運用に努めてください。
- 取得した財産の利用を中止した場合には、補助金の返還を求めることがあります。
- 取得した財産等については、管理台帳を備え、適切に管理してください。補助事業で取得した旨が分かるよう、導入設備に実施年度と補助事業名を表示してください。
- 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）で定める減価償却期間が経過する前に財産を処分（売却、取り壊し、補助事業の目的以外での使用など）を行うときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。

(6) 事業者の責務

- 補助事業完了後も二酸化炭素排出削減を推進しなければなりません。補助事業完了の翌年度の設備利用状況及び二酸化炭素排出削減の状況（目標の達成状況）を、補助事業完了の翌々年度の4月末までに知事に報告しなければなりません。
- 補助事業で取得した財産に、その旨を表示しなければなりません。
- 補助事業による設備導入の事例紹介など、県の行う取組への協力をお願いすることができます。

※事業実施に当たっての注意事項等は、交付決定後に開催する交付決定者説明会で説明します。

5 補助金交付申請書の記載例について

(1) 交付申請書記載の記載例と留意点

○交付申請書

様式第1-1号（第5関係）

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付申請書 (設備整備事業－高効率設備等導入事業)

宮城県知事 村井嘉浩 殿

登記簿謄本もしくは青色申告に記載されているとおり記入すること

令和●年●月●日

申請者

住 所

氏名又は名称

及び代表者氏名

●●郡●●町●●●丁目●● - ●●

●●株式会社

代表取締役 ●● ●●

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金交付要綱第5第2項の規定により、下記のとおり、みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業補助金（設備整備事業－高効率設備等導入事業）の交付を申請します。

記

1 補助事業の名称

●●●● (施設名) の二酸化炭素排出量削減に向けた●●更新による省エネルギー事業

- 導入場所、設備がわかる名称とする。
- 全ての提出書類の中で、名称と統一

2 申請枠の別（①～⑤の重複可）

③ 脱炭素化枠	④ 大規模削減枠	③ EMS枠	④ 診断枠	⑤ 県産枠	⑥ 一般枠
	○		○		

3 断熱改修等枠との併用

有・無

4 補助事業の実施計画

別添「実施計画書」のとおり。

(注1) 金額はカンマ(,)区切りで表示すること

5 補助事業の収支予算

別添「収支予算書」のとおり。

(注2) 断熱改修枠を併用する場合は、設備更新に係る費用
と断熱改修等に係る費用を分けて提示すること

6 補助金交付申請額

(1) 総事業費（税込）	17,600,000円（設備更新） 22,000,000円（断熱改修等）
(2) 補助対象経費（税抜）	16,000,000円（設備更新） 20,000,000円（断熱改修等）
(3) 補助金交付申請額	8,000,000円（設備更新） 10,000,000円（断熱改修等）

○実施計画書

様式第1-1号 別添

実施計画書

1 補助事業者及び事業所の概要

(1) 名称及び連絡先

申請者名称	●●株式会社
代表者の役職・氏名	代表取締役 ●● ●●
申請者住所	〒●●●●-●●●● ●●郡●●町●●●丁目●●-●●

■担当者連絡先

勤務事業所名	●●株式会社 ●●工場
事業所住所	〒●●●●-●●●● ●●郡●●町●●●丁目●●-●●
氏名(フリガナ)	●● ●● (フリガナ)
所属部署名	●●課●●係 (例: 本社、●●工場など)
役職名	●●係長
メールアドレス(法人代表アドレス等)	●●●@●●●●●
メールアドレス(社用個人アドレス)	●●●@●●●●●
電話番号	●●●●●●●●●●
ファックス番号	●●●●●●●●●●

■交付決定通知等送付先(上記(1)以外への送付を希望する場合、記載)

住所	〒●●●●-●●●● ●●郡●●町●●●丁目●●-●●
送り先の事業所名	●●株式会社 ●●工場●●課●●係

(2) 業種及び規模(主たる業種を日本標準産業分類の中分類で記載すること)

中分類番号	1 6 化学工業
業種	1 6 1 化学肥料製造業
従業員数	1 0 0 名

2 実施計画

(1) 計画概要

①補助事業の実施場所(周辺地図を添付)

事業所名	●●株式会社 ●●工場
住所	〒●●●●-●●●● ●●郡●●町●●●丁目●●-●●

②事業所の全体配置図 ※導入する省エネルギー設備の位置が明示されているもの(別図を添付)

③設備の配置図、システム図

- ・新設備の事業所内の配置図(別図を添付)
- ・システム図(別図を添付)
- ・旧設備の撤去範囲と新設備の位置関係図(別図を添付)

④補助事業により更新導入予定の設備の設置地の所有者について

設備使用者	●●株式会社	申請者との関係:自社
設備設置場所の所有者	●●株式会社	申請者との関係:自社

※原則として上記のいずれかが補助申請者であること

(2) 主たる補助対象設備（該当する箇所に○印を付してください）

①ボイラ	○	②空調機	③冷凍冷蔵庫
④ヒートポンプ		⑤給湯器	⑥変圧器
⑦LED照明		⑧コンプレッサー	⑨射出成形機
⑩その他（ ）			

(3) 上記②の対象設備と併せて実施する断熱改修等

躯体（外皮）の断熱改修工事	○	複層ガラス等への更新・追加工事
遮熱シートの導入工事		フリークーリング 全熱交換器

(4) 省エネルギー効果等について

別紙「二酸化炭素排出量簡易換算シート」および「省エネルギー効果の根拠」のとおり

※省エネルギー効果や投資回収年数の根拠を、計算に用いた定数や式等を具体的に示して、詳しく記載すること。

※原則として、一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）様の作成した手引きを使用し、計算根拠を明確にすること。なお、手引きを使用する際の不明点等は、宮城県環境政策課に問い合わせすること。

(5) スケジュール

（事業実施期間：交付決定日～令和6年12月27日）

項目	開始・実施予定日	完了予定日
設計・見積作業	令和6年5月〇〇日	令和6年5月〇〇日
契約・発注	交付決定日	令和6年〇月〇〇日
設備等の納品日	令和6年〇月〇〇日	令和6年〇月〇〇日
工事の着手及び工事の完了	令和6年〇月〇〇日	令和6年〇月〇〇日
試運転・調整作業等	令和6年〇月〇〇日	令和6年〇月〇〇日
検収作業	-	令和6年〇月〇〇日
支払日	-	令和6年〇月〇〇日
補助事業実績書提出	-	令和6年12月27日

※各項目については原則必ず開始・実施予定日及び完了予定日を記載すること

※事業実施可能期間は、交付決定日～令和6年12月27日までです。令和6年12月27日以降に完了予定期日を設定することはできません。

※上記項目の他に記載すべき項目があれば記入欄を追加し記載すること

3 他の補助金との関係

他の補助金の利用予定または申請検討状況(200文字以内を目安に説明)

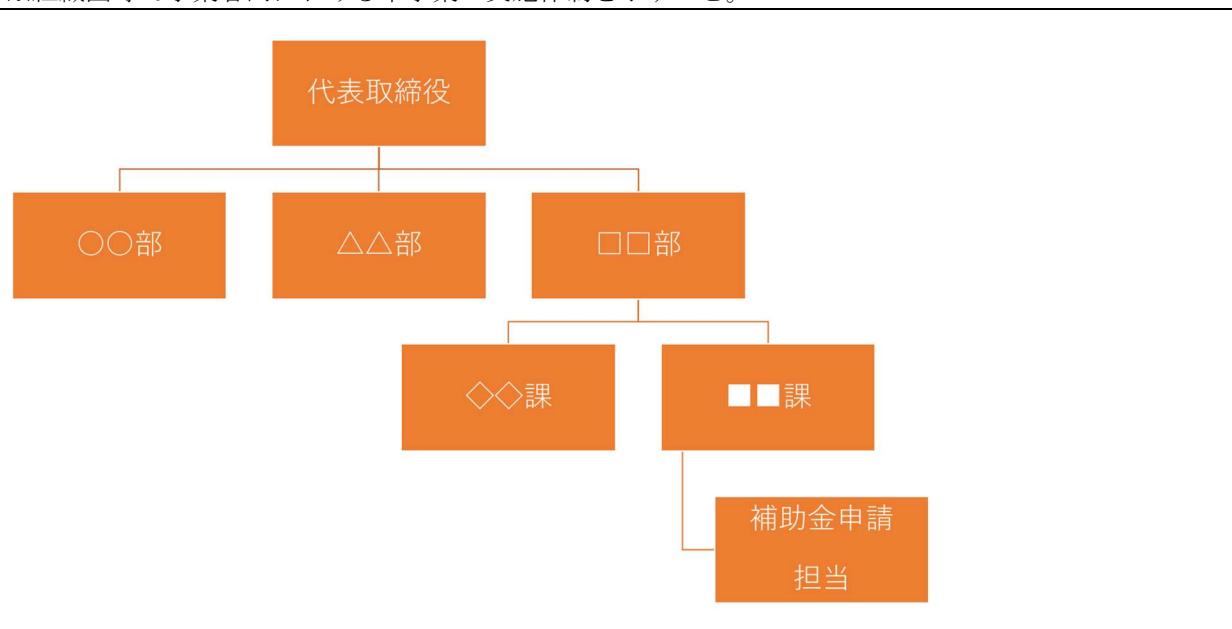
〇〇省の令和〇年度〇〇〇事業補助金に申請中

※本補助事業の交付申請後には、上記に記載した以外の補助事業との併用は原則行わないこと。

申請時に利用予定と記載した以外の補助事業を利用した場合、交付決定が取り消しとなることがあります。

4 実施体制

※組織図等で事業者内における本事業の実施体制を示すこと。



5 補助事業の目的

従来の重油式から電気式の設備に更新を行うことにより、エネルギー使用量を削減する。この削減見込み量は自社の事業活動における二酸化炭素排出量の●%にあたり、20●●年に向けた経営の脱炭素化の計画の一環として設備更新を実施したい。

(注1) 金額はカンマ(,)区切りで表示すること
(注2) 断熱改修枠を併用する場合は、設備更新に係る費用と別に、追加で収支予算書の作成を行うこと

収支予算書

(単位：円)

区分		調達先	金額
補助金	宮城県補助金		8, 000, 000円
	その他補助金	〇〇省	2, 600, 000円
自己資金			4, 000, 000円
金融機関借入		●●銀行	3, 000, 000円
その他			円
総事業費（税込）			17, 600, 000円

※本補助事業の交付申請後、上記に記載した以外のその他補助事業との併用申請は行わないこと。

申請時に利用予定と記載した以外の補助事業を利用した場合、交付決定が取り消しとなることがあります。
2-a 支出関係【補助率1/2用】

(単位：円)

区分	補助事業に要する 経費(a)	補助対象経費 (b) ≤ (a)	補助金交付申請額 (c) ≤ (b) × 1/2	備考
設計費	000, 000	000, 000		
設備費	000, 000	000, 000		
工事費	000, 000	000, 000		
その他経費	000, 000	000, 000		
合計	16, 000, 000	16, 000, 000	8, 000, 000	
消費税	1, 600, 000			
総計	17, 600, 000			

2-b 支出関係【補助率1/3用】

(単位：円)

区分	補助事業に要する 経費(a)	補助対象経費 (b) ≤ (a)	補助金交付申請額 (c) ≤ (b) × 1/3	備考
設計費				
設備費				
工事費				
その他経費				
合計	0	0	0	
消費税	0			
総計	0			

※補助率の異なる設備を導入する場合は、それぞれについて「2-a、b 支出関係」、「3-a、b 支出明細」を作成すること。

※事業費に関しては、原則2社以上で機種と仕様が同条件の相見積もりを行い、申請書に添付すること。

※補助金交付申請額は千円未満切り捨てし、記入すること。

2 支出関係【合計用】

(単位：円)

区分	補助事業に要する 経費(a)	補助対象経費 (b) ≤ (a)	補助金交付申請額 (c)	備考
設計費	000, 000	000, 000		
設備費	000, 000	000, 000		
工事費	000, 000	000, 000		
その他経費	000, 000	000, 000		
合計	16, 000, 000	16, 000, 000	8, 000, 000	
消費税	1, 600, 000			
総計	17, 600, 000			

3-a 支出明細【補助率 1/2 用】

(単位：円)

区分	内容	数量	単価	金額	備考
設計費	○○			0	
	○○			0	
				0	
			小計	0	
設備費	○○			0	
	○○			0	
	○○			0	
			小計	0	
工事費	○○工事			0	
	○○工事			0	
	○○工事			0	
			小計	0	
その他 経費	○○費			0	
	○○費			0	
				0	
			小計	0	
合 計				16, 000, 000	
消費税				1, 600, 000	
総 計				17, 600, 000	

※「見積もり参照」、「一式」は不可

3-b 支出明細【補助率 1/3 用】

(単位：円)

区分	内容	数量	単価	金額	備考
設計費	○○			0	
	○○			0	
				0	
			小計	0	
設備費	○○			0	
	○○			0	
	○○			0	
			小計	0	
工事費	○○工事			0	
	○○工事			0	
	○○工事			0	
			小計	0	
その他 経費	○○費			0	
	○○費			0	
				0	
			小計	0	
合 計				0	
消費税				0	
総 計				0	

※「見積もり参照」、「一式」は不可

○誓約書

該当する方にチェックを入れる

様式第1-1号 別紙2

誓 約 書

- 私
 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙「役員等名簿」により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 補助事業者として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 補助事業者の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

宮城県知事 ○○ ○○ 殿

申請日を記入

令和〇年〇月〇〇日

登記簿謄本・青色申告に
記載のとおり記入

住所（又は所在地） ○○県○○市○○丁目○番○号

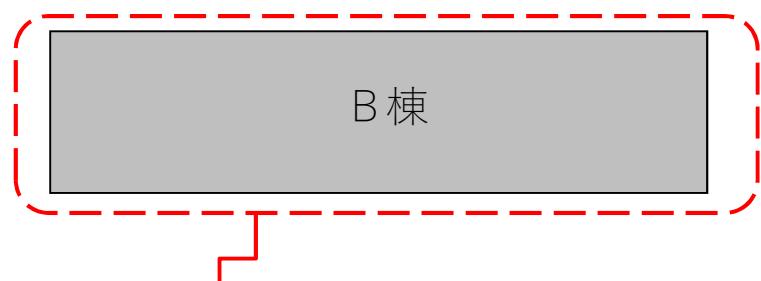
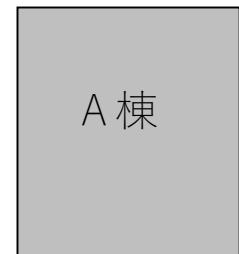
社名及び代表者名 ○○株式会社

代表取締役 環境 太郎

②事業所の全体配置図

自由書式

事業所等の敷地内における配置と本事業による
対象部分がわかるように記載すること

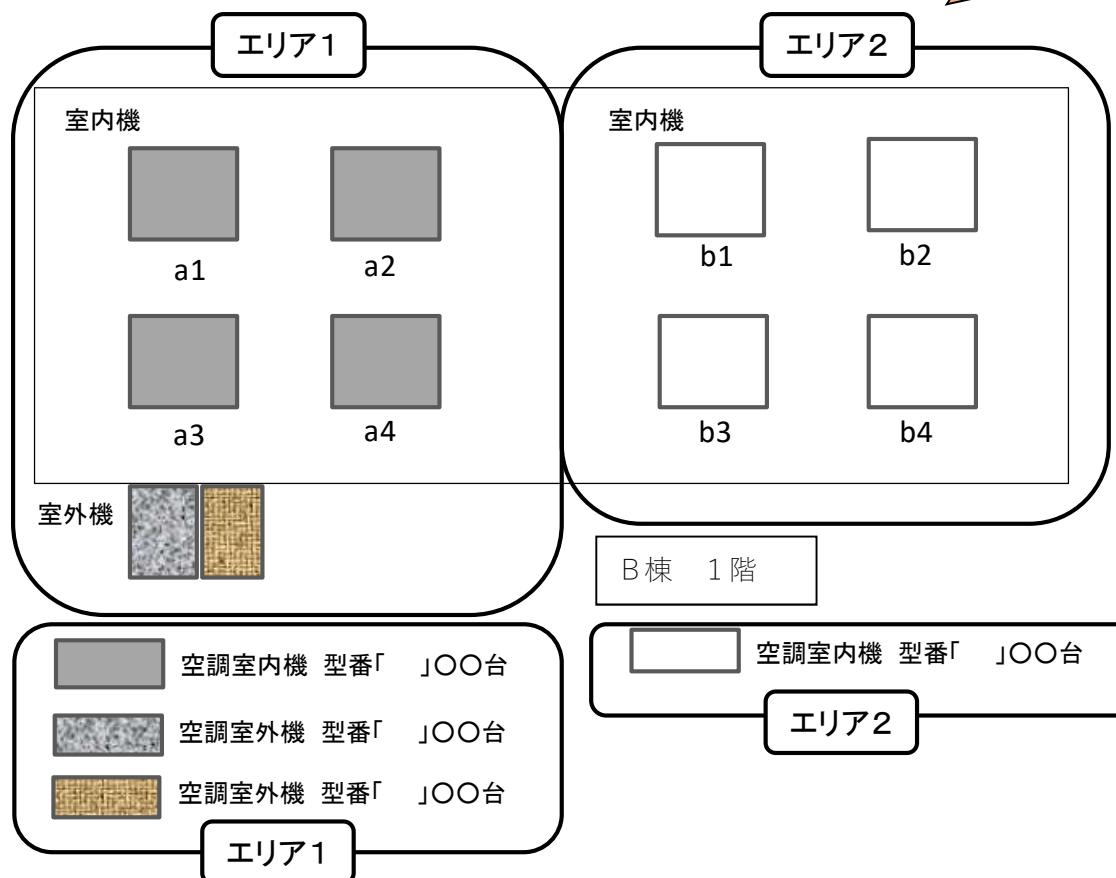


設備導入場所

自由書式

補助対象設備のみではなく補助対象外の設備についても全て記入すること

ワンフロアであっても設備が多い場合や複雑な配置の場合は、エリアに区別すること



(2) 他の添付書類

- 「納税証明書」は、県内の各県税事務所で発行するものです。税目は「全ての県税」とし、県税の未納が無いことを証明してください。
- 「参考見積書の写し」については、原則、2者以上から取得したものを添付してください。特注品の購入など、見積書徵収先が1者に限定される場合には、当該事業者の選定理由書を添付してください。また、補助対象経費と補助対象外経費を分けて記載するとともに、値引きを費目ごとに分けてください。
- 「補助対象設備の機能、仕様、機構図等（新旧設備のカタログ等）」は、設備の写真部分、メーカー名、製品名、型番を示した箇所を蛍光ペン等で囲み、該当設備の掲載ページのみ提出してください。
- 「エネルギー使用量実績の根拠書類（電気・ガス等の領収書の写し）」は、品目、単位、月、使用量等をわかりやすく蛍光ペン等で囲んでください。

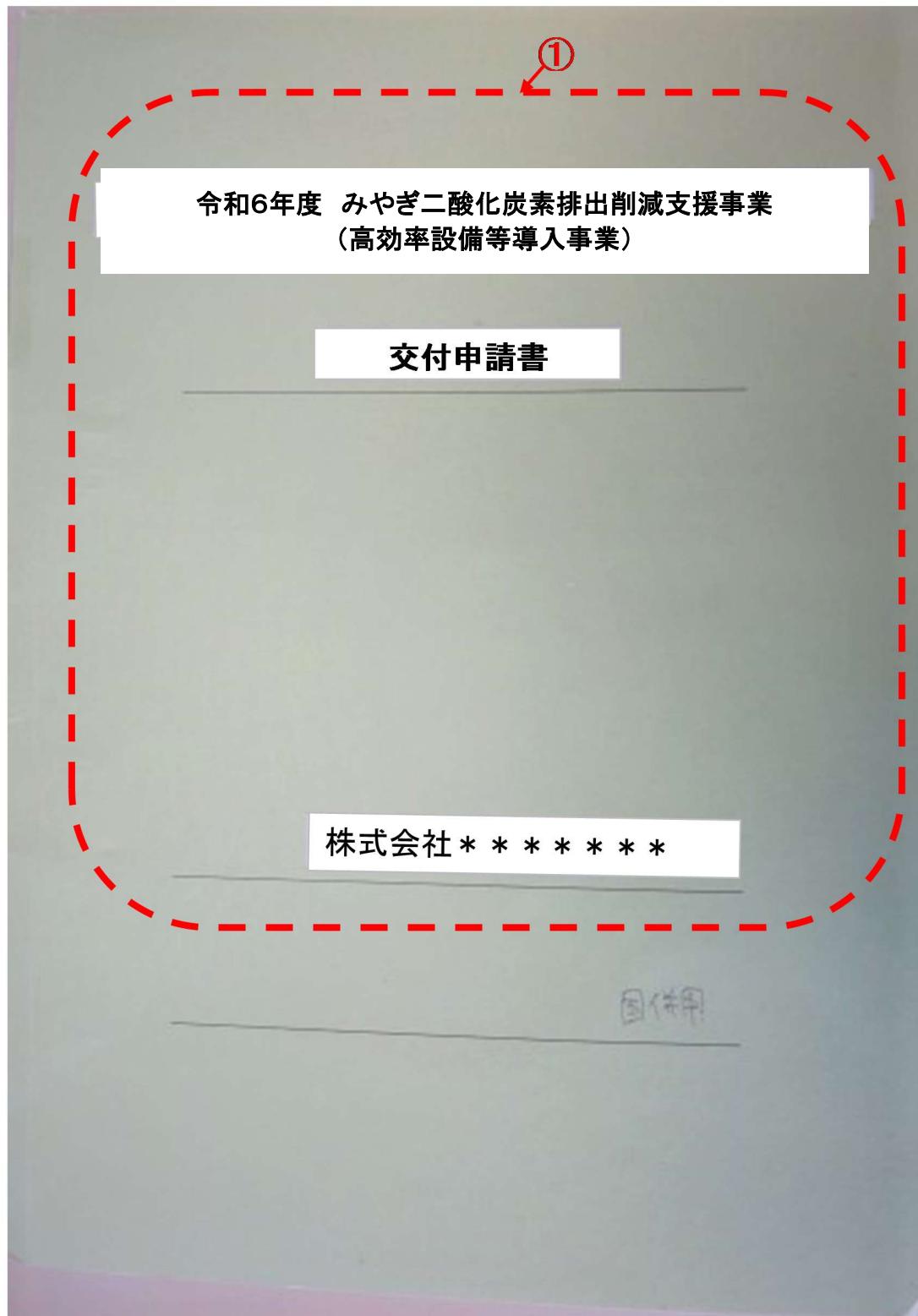
(3) 提出に当たっての注意

- 書類は原則A4版片面で作成してください。カタログやエネルギー使用量の根拠資料などは、あまり字が小さくならなければ2 in 1にして複数ページを1枚にしても構いません。A3用紙は、右半面を折り畳んで綴じ込んでください。
- 「提出書類チェックシート」の順番に並べた書類を、A4版のフラットファイル等に綴じ込み、提出用と控えの2冊作成してください。
- 「提出書類チェックシート」の番号ごとにインデックスを貼った中仕切紙を挟んでください。
→次ページ作成要領を参照

【令和6年度みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業】交付申請書 作成要領

①ファイル表面に支援事業名称・申請交付書・提出事業者名 記載

手書き・テプラ印字貼りつけ 方式問いません。



- ② 提出書類チェックシートのチェック欄にレを付け、非該当の場合は／を記載。
- ③ 提出書類に対応したインデックスを準備し書類毎にファイリングすること。

令和2年度省エネルギー・コスト削減実践支援事業 提出書類チェックシート					令和 年 月 日提出	
申請者名						
申請枠	EMS枠	診断枠	県産ものづくり 振興枠	一般枠	ZEB枠	
エック欄	提出書類				補足	
②	1 省エネルギー・コスト削減実践支援事業補助金交付申請書	様式第1号				
	2 事業計画書	様式第1号別添1				
	3 支予算書	様式第1号別添2				
	4 計画書・報告書					
	5 提出書類に対応したインデックスを準備し書類毎にファイリングすること。					
6	法人 登記簿等本文は現在事項全部証明書(原本)					
	住民票					
個人事業者	青色申告による納税地が県内の住所地、居所地又は事業等の所在地であることを証する書類(事業所持に係る納税通知書の写し等)				登記簿等本文、現在事項全部証明書及び住民票については、発行から3ヶ月以内のもの ※役所から発行される原本が「住民票の写し」となります。	
7	会社概要又は営む事業の概要	パンフレット等				
8	二酸化炭素排出量簡易換算シート	HP掲載のexcelシート				
9	省エネルギー効率の指標(省エネルギー効率の算出過程)	新設設備の能力比較				
10	補助事業の実施事業所の周辺地図	ウェブサイト等の地図				
11	補助事業の実施事業所の全体配置図	補助対象設備の導入位置を明記				
12	設備の配慮説明書、システム図	設備の配慮等を詳細に記載したもの				
13	補助対象設備の概要、仕様、機構図等	仕様書、カタログ等				
14	エネルギー使用量実績の掲示書類	直近1年間分の電気・ガス等の値段書の写し				
15	見積書	原則2社以上による複数見積り				
16	エネマネ事業者における補助対象システム・機器等であることを証明するもの	EMS枠のみ				
17	エネルギー管理支援サービス契約書類					
18	省エネルギー診断結果	診断枠のみ				
19	「新製品」特定随意契約制度又は「宮城県グリーン製品認定制度」に登録されている、又は「みやぎ優れMONO発信事業実行委員会」で「みやぎ優れMONO」として認定されてから3年以内である設備であることを証明するもの。 「宮城県新規参入・新産業創出等支援事業」又は「宮城県新エネルギー等環境関連設備開発支援事業」を活用して開発し、既に製品化されている設備であり上市後3年以内であることを証明するもの。	県産ものづくり振興枠のみ				
20	対象施設が「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条に規定する「外皮性能基準」に適合していることを証明するもの					
21	一次消費エネルギー消費量が、面積を満たしていくことを証明するもの	ZEB枠のみ				
22	登記事項証明書(新築の場合は建築確認済証等)					
23	その他知事が必要と認めるもの					

●二酸化炭素排出量の算定方法について

- 補助事業に係る事業所の二酸化炭素排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）及び特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令（平成18年経済産業省・環境省令第3号）の算定方法とします。

《参考：算定方法の概要》

対象となる排出活動	算定方法
燃料の使用	(燃料種ごとに) 燃料使用量×単位使用量当たりの発熱量 ×単位発熱量当たりの炭素排出量×44/12
他人から供給された電気の使用	電気使用量×単位使用量当たりの排出量
他人から供給された熱の使用	(熱の種類ごとに) 熱使用量×単位使用量当たりの排出量

※上記の算定方法により燃料種等ごとにそれぞれの排出量を算定した後、合算し、事業所全体の排出量を算定する。

※なお、算定の方法や各種排出係数等については、以下を参照すること。

環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」

- 補助申請の際、基準となる二酸化炭素排出量（補助事業前の二酸化炭素排出量）は「令和5年度の二酸化炭素排出量」とするが、実測が困難な場合には、その前年度、あるいは申請日の前4半期における二酸化炭素排出量に4を乗じた値等とし、申請書にその算定方法を明記してください。
- 原単位あたりの二酸化炭素排出量は次のように算定してください。
- ・ 対象事業所全体の二酸化炭素排出量／対象事業所の生産数量等。ただし、製造業以外の業種は、生産数量を延床面積と読み替えができることとする。



エクセルの「二酸化炭素排出量簡易換算シート」にエネルギー使用量を入力すると、自動で計算されるので、活用してください。

●省エネルギー量の計算について

- 上記の「二酸化炭素排出量簡易換算シート」で入力が必要となる「省エネルギー量」の計算については、原則として一般社団法人環境共創イニシアチブ（SII）様の作成した手引きを使用し、計算根拠を明確にしてください。なお、手引きを使用する際の不明点等は、必ず宮城県環境政策課にお問い合わせください。